



発行 東京都

目次

89

条例

- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）…二
- 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…三
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………（環境局）…四

条例のあらまし

●職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇二号）

- 一 期末手当の支給月数を改定するほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇二号）

- 一 期末手当の支給月数を改定します。
- 二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇三号）

- 一 期末手当の支給月数を改定します。
- 二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇四号）

- 一 期末手当の支給月数を改定します。
- 二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇五号）

- 一 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（令和三年環境省令第一五号）の施行による排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成一八年環境省令第三三三号）の改正に伴い、東京都における公共用水域に排出する汚水の暫定排水基準を改めます。
 - （一）亜鉛含有量に係る暫定排水基準の許容限度を改めます。
 - 一リットル当たり五ミリグラム ↓ 一リットル当たり四ミリグラム
 - （二）亜鉛含有量に係る暫定排水基準の適用期限を令和六年二月一〇日まで延長します。
- 二 この条例は、令和三年二月一日から施行します。

条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第一百号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項の表中

百分の百二十五	百分の百二十五
百分の百五	百分の百五
百分の九十五	百分の九十五
百分の六十七・五	百分の六十七・五

を

百分の百二十五	百分の百十五
百分の百五	百分の九十五
百分の九十五	百分の八十五
百分の六十七・五	百分の五十七・五

に改め、同条第三項中「百分の七十」

と」の下に、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」とを、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」との下に、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」とを、「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」との下に、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十五」とを、「百分の三十五」との下に、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の三十」とを加える。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削り、同条第三項中「給料表に」を「前項の給料表(以下「給料表」という。)に」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第六条の二第二項中「第二項及び第四項」を「及び第三項」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十一条第二項の表中

百分の百二十五	百分の百十五
百分の百五	百分の九十五
百分の九十五	百分の八十五
百分の六十七・五	百分の五十七・五

を

百分の百二十	百分の百二十
百分の百	百分の百
百分の九十	百分の九十
百分の六十二・五	百分の六十二・五

に改め、同条第三項中「百分の百二十

五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」を「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」に、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」を「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」に、「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十五」を「百分の九十」とあるのは「百分の五十七・五」に、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の三十」とあるのは「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」に改める。

別表第一イの項の表備考1ただし書を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十一月三十日

●東京都条例第百二号

東京都知事 小池 百合子

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の百七十二・五」との下に「、「百分の百十五」とあるのは「百分の百六十二・五」とを加える。

第二条 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条中「第二項及び第四項」を「及び第三項」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百六十七・五」に改め、「、「百分の百十五」とあるのは「百分の百六十二・五」とを削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百三号

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の百七十二・五」との下に「、「百分の百十五」とあるのは「百分の百六十二・五」とを加える。

第二条 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条中「第二項及び第四項」を「及び第三項」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百六十七・五」に改め、「、「百分の百十五」とあるのは「百分の百六十二・五」とを削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百四号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項の表中

百分の百二十五	百分の百二十五
百分の百五	百分の百五

を

百分の百二十五	百分の百十五
百分の百五	百分の九十五

に改め、同条第三項中「百分の七十」との

下に「、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」とを、「百分の六十」との下に「、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」とを加える。

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項の表中

百分の百二十五	百分の百十五
百分の百五	百分の九十五

を

百分の百二十	百分の百二十
百分の百	百分の百

に改め、同条第三項中「百分の百二十五」と

あるのは「百分の七十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」を「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」に、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」を「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年東京都条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年十二月十日」を「令和六年十二月十日」に改める。

附則第三項中「(下水道業を除く。)」を削る。

附則別表亜鉛含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)の項を次のように改める。

亜鉛含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)	電気めつき業	四
-------------------------	--------	---

附則別表中備考二を削り、備考一を備考とする。

附則

この条例は、令和三年十二月十一日から施行する。

発行所 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

